

おらほの **納** **税** 教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、  
所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定を受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。

※障害者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町の保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます。

(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2度目以降です。)

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出について～

令和3年度(令和2年分)給与支払報告書の提出は、**1月20日(水)まで**にお願いします。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、ご注意ください。

提出対象者は、令和2年中に給与などの支払いをしたパート、アルバイト、法人役員、青色事業専従者などを含む全ての従業員です。**給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です**(令和2年中に退職した人を含む)。

なお、町では特別徴収を推進しており、「令和3年度給与支払報告書総括表」に特別徴収・普通徴収の記載がない場合は、特別徴収として対応させていただきます。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告相談を行います

場 所	日 程	時 間
南三陸町役場 町民税務課窓口	1月19日(火)～ 1月22日(金)	午前9時～ 11時
	1月25日(月)～ 1月27日(水)	午後2時～ 4時

- 【持ち物】
- 家屋・土地(※)の売買契約書などの写し
  - 家屋・土地(※)の登記事項証明書(登記簿謄本)
  - 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
  - 住宅の取得に際し、交付を受けた補助金などの金額が分かる書類の写し
- ※土地の購入に関する借入金がない場合には不要

当日必ず持参してください!

・来庁相談希望の人は、来庁日の前日までに必ず予約が必要となります。



初めて住宅借入金特別控除を受ける人で、町の申告会場での申告を予定している人は、必ず申告相談に来てください(申告相談をしていない場合、町の申告会場での申告は受付できません。)

収入が給与・年金のみの人を対象にした申告事前受付を開催します。

受付場所	受付期間	受付時間	予約期間
南三陸町役場 第2庁舎大会議室 (2階)	第1部 2月3日(水)から 2月5日(金)まで	午前の部 午前9時から 午前11時まで	第1部 1月20日(水)から2月4日(木)まで (午前9時～午後5時) ※土日祝日を除く
	第2部 2月8日(月)から 2月10日(水)まで	午後の部 午後2時から 午後4時まで	第2部 1月25日(月)から2月9日(火)まで (午前9時～午後5時) ※土日祝日を除く

※1日の受付人数を最大40人とした完全予約制としており、予約方法に関しては町民税務課窓口または電話での予約のどちらかとしています。

※1月下旬に町から送付される「令和3年度町県民税申告の手引」をよく確認し、「申告チェックリスト」に記入した上で、ご来場ください。

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間などについて

令和2年分所得税などの申告書作成会場を次のとおり開設します。

- 開設場所 気仙沼税務署
- 開設期間 令和3年2月3日(水)～3月15日(月) <土・日・祝日などを除く>
- 開設時間 午前9時～午後5時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。配布方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどによりお知らせします。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書作成会場への入場者数を制限いたしますので、ご自宅のパソコンやスマートフォンから、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書や収支内訳書などの作成・提出をお願いします。

なお、郵便での申告書などの提出も受付していますので、三密防止にご協力ください。

★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「仙台国税局電話相談センター」でお答えします。気仙沼税務署へ電話し、音声案内に従って番号を選択すると電話相談センターに繋がります。

☎ 気仙沼税務署 ☎22-6780

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 町県民税……………第4期
- 国民健康保険税……………第8期
- 介護保険料……………第7期
- 後期高齢者医療保険料…第7期

納付期限  
2月1日(月)

口座振替日  
1月25日(月)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372